

(2) 市町村の変遷  
(平成19年4月1日現在)

市町村	合併編入事項	合併編入年月日	市町村	合併編入事項	合併編入年月日		
静岡市	安倍郡 豊田村を編入	昭3.10.1	熱海市	田方郡 熱海町及び多賀村を廃し熱海市を新設	昭12.4.10		
	〃 安東村及び大里村を編入	〃4.3.1		〃 網代町(同郡網代村を網代町に改称大13.6.1)を編入	〃32.4.1		
	〃 賤機村を編入	〃7.4.1		三島市	〃 北上村を三島町に編入	〃10.4.1	
	〃 千代田村、大谷村、久能村、長田村及び麻機村を編入	〃9.10.1			〃 三島町及び錦田村を合併し三島市を新設	〃16.4.29	
	庵原郡 西奈村を編入	〃23.4.10			〃 中郷村を編入	〃29.3.31	
	安倍郡 美和村、服織村、中藁科村及び南藁科村を編入	〃30.6.1			富士宮市	富士郡 大宮町及び富丘村を合併し富士宮市を新設	〃17.6.1
	清水市 大字中吉田、平沢、谷田の一部及び中之郷の一部を編入	〃33.4.1				〃 富士根村を合併	〃30.4.1
	安倍郡 大河内村、梅ヶ島村、玉川村、井川村、清沢村、大川村を編入	〃44.1.1				〃 北上村、上野村、上井出村及び白糸村を編入	〃33.4.1
	清水市と合併し静岡市を新設	平15.4.1				伊東市	田方郡 伊東町及び小室村を合併し伊東市を新設
	庵原郡 蒲原町を編入	〃18.3.31			〃 宇佐美村、対馬村を編入		〃30.4.1
浜松市	浜名郡 浜名町を浜松市とする	明44.7.1	島田市	志太郡 島田町を島田市とする	〃23.1.1		
	〃 天神町村を編入	大10.4.1		〃 六合村、大津村、大長村及び伊久身村(境界変更後の区域)を編入	〃30.1.1		
	〃 曳馬村(曳馬村を曳馬町に昭9.2.11)及び富塚村を編入	昭11.2.11		榛原郡 下川根村大字笹間下のうち字大森西向及び大平の区域を編入	〃30.4.1		
	〃 白脇村及び蒲村を編入	〃14.7.1		〃 初倉村を編入	〃36.6.1		
	〃 五島村、新津村及び河輪村を編入	〃26.3.23		〃 金谷町と合併し島田市を新設	平17.5.5		
	〃 和田村、長上村、笠井町(同郡笠井町、豊西村合併昭26.4.1)及び中ノ町村を編入	〃29.3.31		磐田市	磐田郡 見付町、中泉町(同郡梅原中泉村合併昭4.3.1)西貝村及び天竜村を合併し磐田町を新設	昭15.11.1	
	〃 芳川村、飯田村、吉野村及び三方原村を編入	〃29.7.1			〃 磐田町を磐田市とする	〃23.4.1	
	引佐郡 都田村、浜名郡神久呂村を編入	〃30.3.31			〃 大藤村、向笠村、御厨村及び南御厨村(境界変更後の区域)を編入	〃30.1.1	
	浜名郡 湖東村大字東大山及び佐浜の一部並びに入野村を編入	〃32.3.31			〃 長野村を編入	〃30.4.1	
	〃 積志村を編入	〃32.10.1			〃 岩田村を編入	〃31.1.1	
〃 湖東村を編入	〃35.10.1	〃 田原村(境界変更後の区域)を編入	〃31.9.1				
〃 篠原村を編入	〃36.6.20	〃 於保村大字浜部、下大之郷及び大原の一部を編入	〃32.9.1				
〃 庄内村を編入	〃40.7.1	袋井市 大字大谷字西原の区域を編入	〃36.6.1				
〃 可美村を編入	平3.5.1	磐田郡 福田町、竜洋町、豊田町及び豊岡村と合併し磐田市を新設	平17.4.1				
天竜市、浜北市、周知郡 春野町、磐田郡龍山村、佐久間町、水窪町、浜名郡舞阪町、雄踏町、引佐郡 細江町、引佐町及び三ヶ日町を編入	〃17.7.1						
沼津市	駿東郡 沼津町及び楊原村を廃し沼津市を新設	大12.7.1					
	〃 片浜村、金岡村、大岡村及び静浦村を編入	昭19.4.1					
	〃 愛鷹村(同郡鷹根村を愛鷹村に改称昭10.8.1)大平村、田方郡内浦村、西浦村を編入	〃30.4.1					
	〃 原町を編入	〃43.4.1					
	田方郡 戸田村を編入	平17.4.1					

注) 明治22年の市制・町村制施行時を基準として、それ以降の合併について記載しています。資料 総務部企画監(合併推進担当)

## (2) 市町村の

市町村	合併編入事項	合併編入年月日	市町村	合併編入事項	合併編入年月日
焼津市	志太郡 焼津村を焼津町とする	明34. 6. 28	袋井市	磐田郡 山名町を袋井町とする	明42. 1. 1
	〃 焼津町を焼津市とする	昭26. 3. 1		〃 笠西村を袋井町に編入	昭 3. 12. 15
	〃 豊田村を編入	〃 28. 11. 1		〃 袋井町及び周智郡久努西村を合併し袋井町を設置	〃 23. 9. 1
	藤枝市 大字大覚寺上及び下を編入	〃 29. 3. 31		〃 久努村を袋井町に編入	〃 27. 10. 10
	志太郡 小川村、東益津村、大富村及び和田村を編入	〃 30. 1. 1		〃 今井村を袋井町に編入	〃 29. 11. 3
〃 広幡村大字越後島を編入	〃 32. 4. 1	〃 三川村を袋井町に編入	〃 30. 3. 31		
富士市	富士郡 加島村を富士町とする	〃 4. 8. 1	〃 田原村大字新池松袋井及び彦島(役場所在地を除く)の区域を袋井町に編入	〃 31. 9. 1	
	〃 富士町、田子浦村及び岩松村を合併し富士市を新設	〃 29. 3. 31	小笠原郡 笠原村(境界変更後の区域)を袋井町に編入	〃 31. 9. 30	
	吉原市(合併吉原市昭30. 2. 11)	〃 41. 11. 1	磐田郡 袋井町を袋井市とする	〃 33. 11. 3	
	富士郡鷹岡町、富士市を合併し富士市を新設		周智郡 山梨町(字刈村を編入昭30. 3. 31)を袋井市に編入	〃 38. 1. 1	
掛川市	小笠原郡 大池村を掛川町に編入	大14. 8. 20	磐田郡 浅羽町と合併し袋井市を新設	平17. 4. 1	
	〃 南郷村を掛川町に編入	昭18. 4. 1	下田市	賀茂郡 下田町、稲生沢村、稲梓村、浜崎村、朝日村及び白浜村を合併し下田町を新設	昭30. 3. 31
	〃 上内田村を掛川町に編入	〃 25. 10. 10		〃 下田町を下田市とする	〃 46. 1. 1
	〃 掛川町、西山口村、粟本村及び西南郷村を合併し掛川町を設置	〃 26. 4. 1	裾野市	駿東郡 小泉村、泉村を合併し裾野町を新設	〃 27. 4. 1
	〃 曾我村及び東山口村を編入し掛川市を新設	〃 29. 3. 31		〃 深良村を編入	〃 31. 9. 30
	〃 日坂村、東山村を編入	〃 30. 4. 1		〃 富岡村及び須山村を編入	〃 32. 9. 1
	〃 北小笠原村(同郡桜木村)(和田岡村合併新設昭29. 3. 31)、原田村、原谷村を編入	〃 32. 3. 31	〃 裾野町を裾野市とする	〃 46. 1. 1	
	〃 三笠村大字萩間、居尻、黒保、炭焼を編入	〃 32. 3. 31	湖西市	浜名郡 白須賀町、鷺津町(同郡吉津村を鷺津町とする昭4. 4. 1)新所村、入出村及び知波田村を合併し湖西町を新設	〃 30. 4. 1
榛原郡 金谷町大字佐夜鹿字行田の一部の区域を編入	〃 32. 8. 1	〃 湖西町を湖西市とする		〃 47. 1. 1	
小笠原郡 三笠村を編入	〃 35. 10. 1	伊豆市	田方郡 修善寺町、土肥町、天城湯ヶ島町及び中伊豆町を合併し伊豆市を新設	平16. 4. 1	
〃 大須賀町及び大東町と合併し掛川市を新設	平17. 4. 1		御前崎市 榛原郡 御前崎町及び小笠原郡浜岡町を合併し御前崎市を新設	平16. 4. 1	
藤枝市 志太郡 藤枝町及び西益津村を合併し藤枝町を設置	昭29. 1. 1		菊川市	小笠原郡 小笠原町及び菊川町を合併し菊川市を新設	〃 17. 1. 17
〃 藤枝町、青島町(同郡青島村を青島町に大11. 1. 1)葉梨村、高洲村、大洲村及び稲葉村を合併し藤枝市を新設	〃 29. 3. 31	牧之原市		榛原郡 相良町及び榛原町を合併し牧之原市を新設	〃 17. 10. 11
〃 瀬戸谷村を編入	〃 30. 2. 25		伊豆の国市	田方郡 伊豆長岡町、菰山町及び大仁町を合併し伊豆の国市を新設	〃 17. 4. 1
〃 広幡村(境界変更後の区域)を編入	〃 32. 4. 1				
御殿場市	駿東郡 御厨町を御殿場町とする	大 3. 8. 1			
	〃 御殿場町、富士岡村、原里村、玉穂村及び印野村を合併し御殿場市を新設	昭30. 2. 11			
	〃 高根村を編入	〃 31. 1. 1			
	〃 小山町大字古沢の区域を編入	〃 32. 9. 1			

注) 明治22年の市制・町村制施行時を基準として、それ以降の合併について記載しています。資料 総務部企画監(合併推進担当)

# 変遷 (つづき)

平成19年4月1日現在

市町村	合併編入事項	合併編入年月日	市町村	合併編入事項	合併編入年月日
<b>賀茂郡</b>			<b>榛原郡</b>		
東伊豆町	賀茂郡 稲取村を稲取町とする " 城東村及び稲取村を合併し 東伊豆町を新設	大 9.12. 1 昭34. 5. 3	吉田町	榛原郡 吉田村を吉田町とする	昭24. 7. 1
河津町	" 上河津村、下河津村を合併し 河津町を新設	" 33. 9. 1	川根町	志太郡 伊久身村大字笹間渡及び大 字身成のうち字堀之内北、一色、原、 八坂、度島、久奈平を下川根村に編入 " 笹間村を下川根村に編入 榛原郡 下川根村を川根町とする	" 30. 1. 1 " 30. 2. 26 " 30. 4. 1
南伊豆町	" 南中村、南上村、三坂村、三 浜村、竹麻村及び南崎村を合併し南 伊豆町を新設	" 30. 7. 31	川根本町	" 中川根町及び本川根町を合併し 川根本町を新設	平17. 9. 20
松崎町	" 松崎村を松崎町とする " 中川村を編入 " 岩科村を編入	明34. 3. 15 昭30. 3. 31 " 31. 6. 1	<b>周智郡</b>		
西伊豆町	" 仁科村及び田子村を合併し 西伊豆町を新設 " 賀茂村と合併し西伊豆町を新 設	" 31. 3. 31 平17. 4. 1	森町	周智郡 天方村、森町、一宮村、園田 村及び飯田村を合併し森町とする 小笠郡 原泉村大字炭焼の一部を編 入 周智郡 三倉村を編入	昭30. 4. 1 " 31. 9. 30 " 31. 9. 30
<b>田方郡</b>			<b>浜名郡</b>		
函南町	田方郡 函南村を函南町とする	昭38. 4. 1	新居町	浜名郡 中之郷村を編入	明38. 3. 31
<b>駿東郡</b>					
清水町	駿東郡 清水村を清水町とする	" 38.11. 3			
長泉町	" 長泉村を長泉町とする	" 35. 4. 1			
小山町	" 六合村及び菅沼村を合併し 小山町を新設 " 足柄村を編入 " 北郷村を編入 " 須走村を編入	大元. 8. 1 昭30. 4. 1 " 31. 8. 1 " 31. 9. 30			
<b>富士郡</b>					
芝川町	富士郡 芝富村及び庵原郡内房村を 合併し富士郡富原村を新設 " 富原村及び袖野村を合併し 芝川町を新設	" 31. 9. 30 " 32. 3. 31			
<b>庵原郡</b>					
富士川町	庵原郡 富士川村を富士川町とする " 松野村を編入	明34. 1. 25 昭32. 4. 1			
<b>志太郡</b>					
岡部町	志太郡 岡部町及び朝比奈村を合併 し岡部町を新設	" 30. 3. 31			
大井川町	" 吉永村、相川村及び静浜村を 合併し大井川町を新設	" 30. 3. 31			

注) 由比町は、明治22年以降の合併がないため、記載しない。 資料 総務部企画監(合併推進担当)